

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年10月16日（月）14時00分～14時55分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、上野管理官補佐

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部 部長 他4名

5. 要旨

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から令和5年7月28日付けで申請のあった標記申請に関して、原子力規制庁から以下の点を伝えた。

- ・ 標記申請について、これまでヒアリングにて申請内容の確認を進めてきたが、ふげんの使用済燃料の処分の方法については、他施設と比べて、申請対象の核燃料物質や再処理の方法の申請範囲が異なる。
- ・ このため、平和利用の観点で申請対象の具体はどこまでとするのか、そして、どこまでを申請範囲とするのか、審査会合にて確認したいと考えている。
- ・ したがって、これまでのヒアリングで説明してきた内容を精査し、審査会合にて説明すること。

○ 原子力機構から、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

なし